

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子どもすこやか医療費助成金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、子どもすこやか医療費助成金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

笛吹市長

## 公表日

令和5年6月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもすこやか医療費助成金事務
②事務の概要	<p>子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的として行う。</p> <p>事務全体の概要</p> <p>【受給資格管理に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件該当(出生、転入)による受給者の資格取得管理。</li> <li>・申請による受給者の資格取得及び資格更新管理。</li> <li>・転出、死亡、保険喪失等による者の資格喪失管理。</li> <li>・資格要件非該当者の管理。</li> <li>・資格得喪記録の履歴管理。</li> <li>・受給者証発行事務。</li> </ul> <p>【医療費自己負担助成に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請された医療費情報を基とした医療報酬明細書管理。</li> <li>・請求された医療費情報を基とした医療報酬明細書管理。</li> <li>・助成対象医療費の払い込み事務。</li> </ul>
③システムの名称	福祉医療システム、宛名システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル、給付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条2項</p> <p>笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項(別表第1 2の項)</p> <p>笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt; 番号法第19条第10号 番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項(別表第2 6の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第3条第6項</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; 番号法第19条第10号 番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条2項(別表第2 6の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第3条第6項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子供すこやか部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所 総務部 総務課 TEL055(262)4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課 TEL055(262)4111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 西海 好治	子育て支援課長 太田 孝生	事後	
平成31年4月1日	I. 5. ②	子育て支援課長 太田 孝生	子育て支援課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和5年6月15日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条2項 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項(別表第1 2の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条2項 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項(別表第1 2の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条第2項	事後	
令和5年6月15日	I-4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第10号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項(別表第2 6の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第3条第6項  〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第10号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条2項(別表第2 6の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第3条第6項	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第10号 番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項(別表第2 6の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第3条第6項  〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第10号 番号法第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条2項(別表第2 6の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第3条第6項	事後	
令和5年6月15日	I-5.評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部子育て支援課	子供すこやか部子育て支援課	事後	
令和5年6月15日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 保健福祉部 子育て支援課 Tel.055(262)4111	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課 Tel.055(262)4111	事後	
令和5年6月15日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年1月1日	事後	
令和5年6月15日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年1月1日	事後	
令和5年6月15日	IV-6.情報ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(提供)	十分である	事後	